

地域BWAシステムの今後の活用方針について

地域BWAシステムの今後の活用方針について、下記のとおり報告する。

1 これまでの経緯

(1) 協定の締結及び通信サービスの開始

総務省が導入した地域BWAシステムは、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的としており、サービス区域が1区市町村の範囲に限られることや専用周波数を使用することで災害時の通信集中による障害が起これにくいため、災害時等における通信基盤としての活用が期待できる。このため、区は企画提案型事業者選定を実施し、2018年3月8日、優先順位1位となったJASPAS株式会社と協定を締結、JASPAS株式会社は2018年10月より地域BWA事業者として通信サービスの提供を開始した。

(2) 覚書の締結及び通信機器の提供

2018年8月22日、区は大規模災害発生時の通信回線として活用することなどを目的としてJASPAS株式会社との間で通信環境の提供等に関する覚書を締結した。本覚書に基づき、区は2019年12月9日にWi-Fiセット64セット、モバイルルーター120セット等の贈与を受けた。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活用

①緊急事態宣言発出に伴う無償利用

本年4月新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受け、WEB会議等の実施の必要性が緊急的に生じたことから、市場において通信機器の調達が困難な状況もあって、地域BWA事業者と協議し、区は2020年4月8日から5月31日までモバイルルーター40台分の回線が無償利用することとした。

②緊急事態宣言解除後におけるWEB会議等での有償利用

無償利用提供後、平時の回線利用について地域BWA事業者と協議し、利用料が低額(1台あたり月額税込1100円)であることから、引き続き回線利用することとし、2020年6月から翌年3月まで、モバイルルーター30台について回線契約を行った。

③ローミングサービスの利用に伴う契約変更

利用開始後、庁舎北側等において通信が不安定なケースが生じたことから、9月以降モバイルルーター30台について、急遽ローミング機能を活用したものに契約変更した。

(1台あたり月額税込2530円)

2 地域BWAシステムの運用上の課題と今後の活用方針について

(1) WEB会議等における活用下の課題

今回、中野区役所本庁舎内においてWEB会議用のインターネット回線として活用した際、使用する場所によっては音声や映像が乱れるなど、WEB会議用ソフトウェアの利用に十分な回線速度が安定して得られないケースがあった。

(2) 今後の活用方針

現在のインターネットサービスは多種多様に亘り、利用するインターネットサービスによって回線速度の要求水準が異なることから、区は利用目的に応じた回線速度条件を満たすインターネット回線を選択し、活用を進める考えである。この考えのもと、地域BWAについては協定に基づく大規模災害発生時の通信手段及び平時のインターネットサービス利用における補完的通信回線として、引き続き地域BWA事業者と調整の上で活用していく。